

性質上オンライン化が適当でないとする手続のうち、年間の手続件数が1万件以上の今後の取り組み方針 一覧表
(行政手続における書面主義の見直し方針)

「行政手続等の棚卸結果等（令和3年度調査 デジタル庁HP公表）」より抜粋					「行政手続における書面主義の見直し方針（内閣府HP公表）」より抜粋		今後の取り組み方針	備考
手続ID	所管府省	手続名	根拠法令名	総手続件数 令和2年度手続件数	②見直しの方針 (オンライン化方針)	⑤対応しない理由		
52813	17 厚生労働省	失業認定申告書	雇用保険法施行規則	8,437,915	7 対応しない	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	雇用保険制度の失業認定について、原則として4週間に一度公共職業安定所において対面で実施している現行の制度につき、まずは市町村取次の対象者など、公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者に対して、速やかに負担軽減のためのオンライン化に必要な対応を検討し、遅くとも令和5年4月からデジタル技術を活用した取組を順次実施し、速やかに効果検証を行う。また、上記の効果検証や諸外国の実態を踏まえ、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について、対応の方向性の検討を行い令和5年6月を目途に結論を得る。	
53120	17 厚生労働省	受給資格決定に係る離職票等の提出	雇用保険法施行規則	1,983,997	7 対応しない	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	NO.52813に記載のとおり、デジタル技術を活用した失業認定関連手続の在り方について、対応の方向性を検討する。	
53037	17 厚生労働省	高齢受給資格者失業認定申告書	雇用保険法施行規則	389,953	7 対応しない	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	NO.52813に記載のとおり、デジタル技術を活用した失業認定関連手続の在り方について、対応の方向性を検討する。その後、対応を検討予定。	
53287	17 厚生労働省	日雇労働求職者給付金の失業の認定	雇用保険法施行規則	266,675	7 対応しない	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	日雇労働求職者給付の受給者実人員は約5,200人（令和3年度）まで減少するとともに、高齢化が進んでいることからオンラインではなく対面での手続を希望する者が多いと考えられ、オンライン化に伴う費用対効果が見込めないことから、引き続き対応しない。	
52313	17 厚生労働省	保険料口座振替納付（変更）申出書	厚生年金保険法	161,989	7 対応しない	金融機関の届出印を必要とするため、オンライン化になじまない手続きとして除外登録済み	今後金融機関側で、届出印が必要とされていることについて見直し等の動きがあれば、それに対応した取組を検討していく。	
52459	17 厚生労働省	個人型年金加入者を使用する企業の書類の提出	確定拠出年金法施行規則	76,861 (内数)	7 対応しない	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため	今後金融機関側で、届出印が必要とされていることについて見直し等の動きがあれば、それに対応した取組を検討していく。	

性質上オンライン化が適当でないと考える手続のうち、年間の手続件数が1万件以上の今後の取り組み方針 一覧表
(行政手続における書面主義の見直し方針)

「行政手続等の棚卸結果等（令和3年度調査 デジタル庁HP公表）」より抜粋					「行政手続における書面主義の見直し方針（内閣府HP公表）」より抜粋		今後の取り組み方針	備考
手続ID	所管府省	手続名	根拠法令名	総手続件数 令和2年度手続件数	②見直しの方針 (オンライン化方針)	⑤対応しない理由		
53273	17 厚生労働省	特例受給資格者失業認定申告書	雇用保険法施行規則	70,568	7 対応しない	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	NO.52813に記載のとおり、デジタル技術を活用した失業認定関連手続の在り方について、対応の方向性を検討する。その後、対応を検討予定。	
50310	17 厚生労働省	労働保険料等口座振替納付書送付依頼書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	58,173	7 対応しない	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため。	今後金融機関側で、届出印が必要とされていることについて見直し等の動きがあれば、それに対応した取組を検討していく。	
113408	17 厚生労働省	職業訓練受講給付金の申請	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	47,360	7 対応しない	求職者支援制度の対象者である「特定求職者」については、就職支援を特に丁寧に実施する必要がある求職者であり、指定した日にハローワークへの出頭を求め、受講している訓練の状況確認や就職支援をきめ細やかに行う必要があるため対面で行っているところ。また、職業訓練受講給付金については、当該出頭による就職支援とあわせて、訓練期間中の生活支援が必要かどうかの状況について聴取しながら支給申請を受理するため、対面及び書面による手続を行う必要がある。	求職者支援制度の対象者である「特定求職者」については、就職支援を特に丁寧に実施する必要がある求職者であり、指定した日にハローワークへの出頭を求め、受講している訓練の状況確認や就職支援をきめ細やかに行う必要があるため対面で行っているところ。また、職業訓練受講給付金については、当該出頭による就職支援とあわせて、訓練期間中の生活支援が必要かどうかの状況について聴取しながら支給申請を受理しているため、オンライン化には引き続き対応しない。	
46779	17 厚生労働省	契約の申込	中小企業退職金共済法	13,035	7 対応しない	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため。	今後金融機関側で、届出印が必要とされていることについて見直し等の動きがあれば、それに対応した取組を検討していく。	